【情報共有】令和元年度　改正フロン排出抑制法に関する説明会の開催について

関係団体各位

お世話になっております。

経済産業省素材産業課　鈴木です。

フロン類の大気中への排出抑制等を目的としたフロン排出抑制法が改正され、令和２年４月１日から施行されることとなりました。

改正内容として、当省事業者に関係する部分として、大きな部分は以下の２点です

（概要について、添付ファイル参照）。

○法律違反への対応が直罰となった（これまでは間接罰）。

○フロン類が入っていた業務用冷凍空調機器を廃棄する際には、フロンの回収証明がなされない限り、廃棄できなくなった。

つきましては、事業者向けの説明会（全国約２０カ所）を実施することといたしましたので、お手数ではございますが、会員企業の皆様への周知をよろしく御願いいたします。

なお、周知漏れを防ぐために、環境省からも業界団体等へ周知されることがあるかと思います。

ご容赦のほど、よろしく御願いいたします。

【説明会の開催について】

<https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191021008/20191021008.html>

以上、宜しくお願いいたします。

-----------------------------------------------

経済産業省　製造産業局

素材産業課　企画調整係

鈴木　葉留香

〒100-8901　東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

TEL：03-3501-1737（※素材産業課直通）

Fax：03-3580-6348

e-mail：[suzuki-haruka@meti.go.jp](mailto:suzuki-haruka@meti.go.jp)

-----------------------------------------------